

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱上 和康

奈良県教育委員会規則第十五号

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「家庭教育部」を「家庭・幼児教育部」に改め、「生活・進路相談部」を「教育相談部」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 前条の規定にかかわらず、教育研究所に次のチームを置く。

小学校教育アドバイザーチーム

中学校教育アドバイザーチーム

県立学校教育アドバイザーチーム

第三条教科指導部の項から生活・進路相談部の項までを次のように改める。

教科指導部

- 一 教科教育並びに情報教育に関する学校の指導及び調査研究に関すること。
 - 二 高等学校入学者選抜の検査に関すること。
 - 三 教育に関する図書その他資料の収集、保存、刊行及び提供に関すること。
 - 四 教育情報システムに関すること。
 - 五 生涯学習情報に関すること。
 - 六 視聴覚教育に関すること。
- 家庭・幼児教育部
- 一 家庭教育及び幼児教育に関する調査研究に関すること。
 - 二 家庭教育の学習機会の充実に関すること。
 - 三 家庭教育の広報・啓発に関すること。
 - 四 幼児教育の専門的、体系的推進に関すること。
 - 五 幼稚園における教育課程及び指導に関すること。
 - 六 その他家庭教育及び幼児教育の支援に関すること。

教育相談部

一 教育相談（特別支援教育部の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。）に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。

二 児童生徒等に係る教育相談に関すること。

第三条特別支援教育部の項第一号中「教育課程及び学習指導」を「調査研究及び教育関係職員の研修」に、同項第二号中「就学等」を「就学・教育相談」に改め、同項第四号を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 第二条の二に定める教育研究所のチームの所掌事務は、次のとおりとする。

小学校教育アドバイザリーチーム

公立の小学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。

中学校教育アドバイザリーチーム

公立の中学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。

県立学校教育アドバイザリーチーム

県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。

第四条第一項第九号中「指導主事」を「研究指導主事」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 教育研究所には、前二項に定めるもののほか、参与を置くことができる。

第四条第四項を削る。

第五条第九項中「指導主事」を「研究指導主事」に改める。

第五条の三を次のように改める。

（参与の職務）

第五条の三 参与は、所長の命を受け、担任する重要な事務を処理する。

第五条の四を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。